

--- 離島振興法改正・延長実現に関する

特別要望書

離島振興対策都道府県議会議長会
離 島 振 興 対 策 協 議 会
全国離島振興市町村議会議長会
全 国 離 島 振 興 協 議 会

平素より離島振興に対しましては、格別のご支援とご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

昭和28年の離島振興法の制定以来、離島振興政策の強力な推進により、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする離島の社会資本の形成は大きく進展して参りました。

ご高承のとおり、全国の離島は、国境周辺に位置するなど、わが国の領域・排他的経済水域の保全と利活用等の国家的・国民的貢献をなす骨格国土として重要な役割を担っております。

しかしながら、離島を取り巻く諸条件は依然として厳しく、過疎化・高齢化に加え、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者の不足等も相俟って、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきております。

国際的な海洋権益の争奪が加速化する今日、海域や海洋資源の確保・管理、海洋環境の保全は国家の命運を左右する重要課題といっても過言ではなく、わが国においても、数多くの離島の存在と住民定住によって、447万平方キロメートルという国土面積の12倍余に相当する広大な経済水域を掌中にしていることは厳然とした事実であります。

こうした中、わが国全国民が離島の有するかけがえのない価値を再認識し、離島の果たす重要な役割をさらに発揮させるため、国家

戦略としての新たな離島振興政策が求められています。

よって、政府並びに国会におかれては、来たる平成25年3月末日をもって失効する現行「離島振興法」を、下記の内容を踏まえ抜本改正の上、必ず延長されますよう、全国の離島関係都道府県議会、関係都道府県、関係市町村議会、関係市町村を代表して、ここに強く要望いたします。

平成23年11月

離島振興対策都道府県議会議長会会長

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫

離島振興対策協議会代表

東京都知事 石原 慎太郎

全国離島振興市町村議会議長会会長

長崎県五島市議会議長 熊川 長吉

全国離島振興協議会会長

新潟県佐渡市長 高野 宏一郎

記

1. 基本的事項

(1) 新しい法律の期間

離島の存在の重要性に鑑み、改正離島振興法の有効期間は、恒久法も視野に入れた最低10年とすること。

(2) 法律の対象地域

離島振興対策実施地域の指定及び指定解除にあたっては、現行法による基準を原則とすること。

(3) 法律の目的に反映する事項

離島の有する国家的・国民的役割を再評価するとともに、国の安全保障への貢献を踏まえ、離島定住促進の必要性を明確化すること。

(4) 改正法の内容

これまでの法律・事業内容を離島の現状に照らして見直し、地域における創意工夫を生かした政策を更に推進するとともに、国益に資する離島の機能発揮のため、国家戦略として新たな離島振興政策を樹立するよう、現行法を抜本改正すること。

2. 効果的な離島振興施策展開のための仕組みの確保

(1) 離島振興関係予算所要額の確保

離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島振興関係事業に係る補助金・交付金等は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。

(2) 一括計上の堅持と補助率の更なる嵩上げ

離島予算が確実に離島振興のための予算となるよう離島自主戦略交付金（仮称）として一括計上し、補助率を更に嵩上げすること。

(3) 離島振興関係ソフト事業の拡充

離島振興関係ソフト事業を抜本拡充し、離島の定住促進に資する新たな交付金（離島定住交付金（仮称））を創設すること。

(4) 離島自治体の行財政基盤強化

「離島であるがゆえの財政需要の増加」に対処しうるよう、離島関係自治体に対する地方交付税の傾斜配分を拡充強化するとともに、段階補正については、離島の特殊事情を踏まえ、さらに拡充すること。

(5) 各種制度・基準の緩和

離島の持つ隔絶性・狭小性等に対応して、現行の各種制度並びに国の事業採択基準、認定基準に特例措置を設けること。

(6) 離島振興計画の作成における地域住民の参加

市町村の離島振興計画案作成にあたっては、地域住民の参加と意見の反映が確実になされるよう、適切な方策を講じること。

3. 新しい施策展開の中で重点化すべき事項

(1) 交通条件の改善

離島の農林漁業、観光業などの産業振興をはじめ、住民生活すべての分野に影響を及ぼしている航路・航空路など対本土交通を安定的に確保するとともに、人流・物流すべてにおいて離島にとっての積年の課題である移動コストの本土交通機関並み低減方策を実現すること。

(2) 定住環境の整備

離島の国家的・国民的役割発揮のため、離島への住民定住を進めるうえで重要な基礎的ライフラインの整備や、住宅の確保、漂着ごみ対策を推進するなど、離島で安全・安心・安定して生活できる環境を実現すること。

(3) 医療・福祉の確保

医師等医療従事者及び福祉・介護に従事する人材の確保に万全の施策を講じるとともに、離島所在の医療機関の維持対策、緊急医療体制の拡充を図ること。

また、やむを得ず島外の医療・福祉・介護サービス等を受ける場合に生ずる本人及び付添人の負担軽減措置を実現すること。

(4) 教育の確保

移住、定住に必要な不可欠な教育機会を確保するため、離島留学への支援も含む離島所在の小中学校等教育機関の維持を図ること。

また進学により島外に通学・寄宿をせざるを得ない場合は、保護者の負担軽減措置を実現すること。

(5) 情報インフラの確保

離島の地理的ハンディを克服するため、産業振興、医療、教育、防災面などにおいて不可欠な光ファイバー等高速通信網の整備や、携帯電話不感地区の解消などを促進するとともに、維持管理に係る経費の軽減措置を実現すること。

(6) 輸送費対策

本土に比べて著しく不利な海上輸送費等高コスト構造を是正するため、生活・産業における必需物資の搬入、生産物の搬出等に係る輸送費補助の諸施策を推進すること。

特に、本土と比較して割高なガソリン等石油製品価格対策のため、流通コスト支援事業を活用するとともに、税制改正により揮発油税の減免等恒久的な措置を講じること。

(7) 産業の振興

これまで整備がなされてきた社会基盤を活用した経済活動などの活性化を誘導し、人材育成も含め離島の特性を生かした農林水産業、観光業を振興するための施策をはじめ、税制や減収補填措置を拡充すること。

(8) 自然エネルギーの活用

離島の自然的特性を生かし、わが国の将来のクリーンエネルギー開発のための社会実験の場として離島を活用するとともに、離島で使うエネルギーの地産地消化を進めるため、自然エネルギー活用施策を導入すること。

(9) 自然災害への対応

地震、津波、火山、台風等、離島の存在を脅かす自然災害に対し、住民の安全を確保する防災対策を推進するとともに、被災時に離島が孤立し、住民生活に支障の来すことのないよう必要な諸施策を講じること。